

第3次野田市男女共同参画計画

《平成27年度～平成31年度》

平成27年3月
野 田 市

目 次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進について	2
第2章 男女共同参画をめぐる最近の動向及び野田市の現状と課題について	
1 男女共同参画をめぐる最近の動向	4
1) 女性の活躍推進	4
2) 雇用・就業環境	5
3) DV防止法の改正等	6
4) 子ども・子育て支援等の充実	7
2 男女共同参画に係る野田市の現状と課題について	9
1) 野田市のこれまでの取組について	9
2) 男女共同参画に係る野田市の現状と課題について	10
3 第2次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証について	18
第3章 基本的考え方	
1 計画の基本理念	20
2 計画策定に当たっての考え方	21
第4章 計画の内容	
1 施策の体系	31
2 施策の内容	33
基本目標Ⅰ 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり	33
基本目標Ⅱ 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶	44
基本目標Ⅲ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の 拡充	55
基本目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスの推進	60
基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり	76
3 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目	85

付属資料

用語解説

野田市男女共同参画審議会委員名簿

諮問書・答申書

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

野田市男女共同参画審議会条例

野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

基本目標Ⅴ 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

基本課題	1 生涯を通じた健康づくり
	2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
	3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の形成に当たり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への思いやりを持って生きていくことが前提となります。

生涯を通じた女性の健康維持・増進のため、妊娠・出産期、高齢期等ライフステージに応じた情報提供や支援を行うなど、生涯を通じた健康づくりに向けて、様々な取組を推進します。

また、高齢者が、その意欲や能力を活かして生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実するとともに、障がい者や外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業等の充実に取り組みます。

基本課題1 生涯を通じた健康づくり

施策の方向	1) 性差医療に関する知識の普及
	2) 妊娠・出産・育児支援の充実

家族構成やライフスタイルの変化等により、ひとり親家庭や単身・高齢世帯が増加する中、女性は男性よりも平均的に長寿であることから、高齢者人口に占める女性の割合は高く、高齢期における生活や経済、介護問題等において、女性の方が影響を受けやすい状況に置かれています。

年齢を重ねても、できるだけ長く自立した生活を続けるため、若い頃からの生涯を通じた健康づくりが求められます。

また、女性は、妊娠・出産期、高齢期等の各段階において、男性とは健康上の違いがあり、生涯を通じた健康づくり、健康の維持増進のためには、性差に応じた的確な医療を受けることが重要です。

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるよう、健康教育、意識の普及、啓発に取り組むことが必要です。

		正しい知識、能力、技術を身に付けるよう健康教育を推進します。	
--	--	--------------------------------	--

基本課題2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進展する中、介護を必要とする高齢者は増加し、介護する側の高齢化も進んでいます。

その一方で、固定的性別役割分担意識とそれに基づく慣習、慣行や行動様式が残存し、女性が家事、育児等に加えて介護を行うケースが多く、また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担が大きいという現状があります。

家庭において、女性が家事、育児、介護等の過重な負担を負うことがなく、年代や性差を超えて、固定的役割分担意識にとらわれず自分らしく生きられる社会の実現が求められます。

また、介護を必要とする高齢者の増加に加えて、介護期間の長期化等により、介護ニーズはますます増大する中、核家族化が進み、介護する家族も高齢化するなど、家族だけで介護を行うことが難しい状況になってきています。

高齢になっても住み慣れた地域でできる限り継続して生活していけるよう、介護等における意識改革を図るとともに、介護をはじめ、医療、生活支援等様々な分野において、男女がともに参加し合いながら、高齢者や障がい者等を社会全体、地域全体で支えていくための環境整備等の取組が必要です。

施策の方向	1) 高齢者等の福祉の充実
	2) 介護支援策の充実

施策の方向 1) 高齢者等の福祉の充実

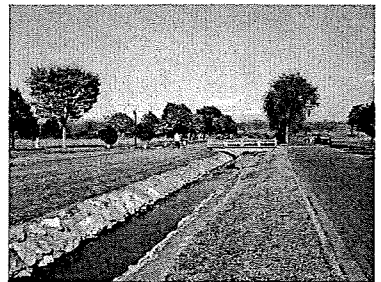
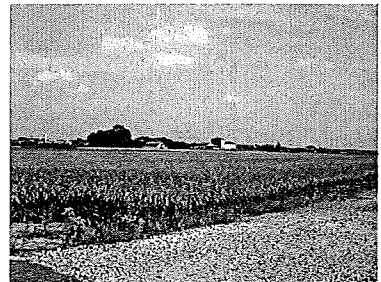
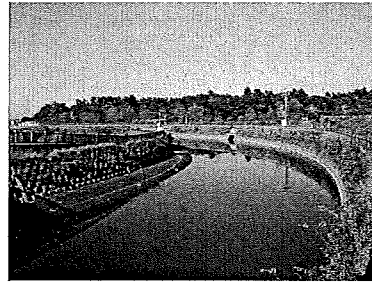
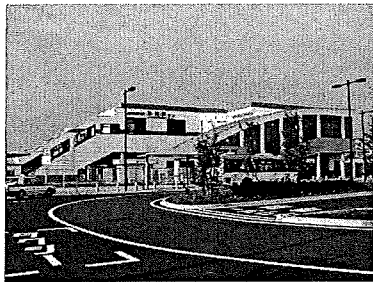
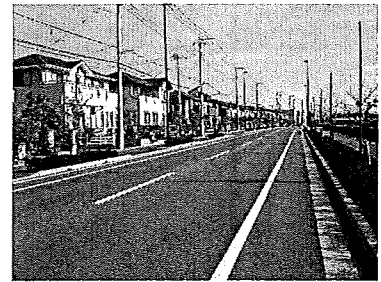
高齢者等が地域で安全に安心して暮らせるよう、社会全体、地域全体で支える環境整備を図るとともに、女性と男性がそれぞれの生き方の違いを尊重し、それぞれが持つ個性や能力を十分活かすことができるよう、あらゆる場における意識と行動の変革を推進します。

また、ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者、障がい者等が安心して生活が営めるよう、支援の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
135	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	<p>生涯学習では、生涯学習相談窓口等の充実を図るとともに、各種講座や講習会等を開催し、学習機会の拡充と支援を図ります。</p> <p>誰もが生きがいを持ち地域への参加を通じて生涯に渡って学び合い、また、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに取り組みます。</p> <p>生涯スポーツ活動では、スポーツ教室、指導者講習会、スポーツ大会等を開催し、健康づくりを推進します。</p>	<p>高齢者福祉課 社会教育課 社会体育課 公民館</p>
136	世代間・地域間交流の促進	<p>小・中学校で生活科や総合的な学習の時間等を利用して世代間交流事業を実施し、昔の遊びを学ぶとともに、施設を訪問し、介護やボランティア活動等を中心に交流を図ります。</p> <p>また、保育所で地域の高齢者との触れ合い事業を実施し、交流を図ります。</p>	<p>指導課 保育課 高齢者福祉課</p>
137	地域包括支援センターの充実	<p>要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。</p>	<p>高齢者福祉課</p>
138	認知症サポーター育成事業の推進	<p>特に重要性が増している、認知症高齢者に係る取組を重点的に推進するため、認知症を理解し認知症とその家族を見守る、認知症サポーターを育</p>	<p>高齢者福祉課</p>

野田市都市計画マスタープラン

野田市の都市計画に関する基本的な方針



野 田 市

目 次

はじめに

1 策定の背景	1
2 位置付けと役割	3
3 策定・見直しの経緯	4
4 都市計画マスタープランの構成	5

第1章 野田市の現況と特性

1-1 まちづくりの経緯	7
1-2 現況と特性	9

第2章 まちづくりの目標

2-1 将来都市像と基本目標	17
2-2 将来都市構造	18

第3章 部門別方針

3-1 都市と自然が調和したまちづくり	27
～土地利用の方針～	
3-2 安全で快適な交通環境づくり	32
～交通体系整備の方針～	
3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり	37
～自然環境保全・活用の方針～	
3-4 環境にやさしいまちづくり	40
～環境共生型まちづくりの方針～	
3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり	42
～住宅・住環境整備の方針～	
3-6 資源をいかした風景づくり	44
～都市景観形成の方針～	
3-7 安心して暮らせるまちづくり	46
～福祉のまちづくりの方針～	
3-8 災害に強い安全なまちづくり	48
～防災・防犯まちづくりの方針～	
3-9 野田市を満喫できる環境づくり	51
～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～	

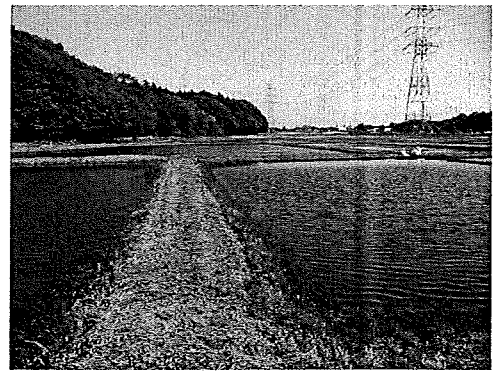
(3) 農業

農地は、その大部分が関宿地域の河川沿いと野田地域の国道16号の東側や南部地区の今上周辺に分布しており、台地部分では、ほうれん草や枝豆、キャベツなどの野菜類の作付けが行われ、低地部では、水稻を中心とした作付けにより農業が営まれています。しかし、近年の高齢化に伴う後継者不足などにより、耕作放棄地が拡大しつつあり、今後の農業の展開が懸念されています。

江川地区においては、自然との調和に配慮した農業経営を行う農業生産法人が設立され、用水路のしゅんせつ（*10）や水田の草刈りなどの復田作業が行われ、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりが推進されています。



■小山地区の水田



■江川地区の水田

5) 自然・歴史・文化

野田市を取り囲む大きな自然環境の要素として、利根川、江戸川及び利根運河の三つの河川や、中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園などの公園・緑地とあわせて、豊かな自然とのふれあいの場となっています。

また、河川周辺の低地部においては、優良な農地が広がっており、屋敷林に囲まれた農家など一体となった良好な田園風景を見ることができます。その他、国道16号沿いに広がる平地林や、市街地の内部や周辺部に残された斜面緑地なども、野田市の特徴的な自然資源として挙げられます。また、多くの神社・仏閣の中の樹林等は本区域を特徴付けるみどりとしてとらえることができます。

野田市の歴史としては、古くから醤油醸造の地として発展してきた中心市街地から野田市駅にかけての醤油蔵やそれを取り囲む板塀、レンガ塀のほか、醤油醸造の中核を担ってきた醸造家の住宅など、古き良き時代をしのばせる建造物が多数存在しています。また、代表的な神社仏閣として、

2) 将来都市構造構築のための課題

当初のマスタープラン策定時における市民参加により得られた意見を同類の内容ごとにまとめ、そこから導き出される将来都市構造構築のための課題を整理します。

市民意見から見たまちづくりに望まれていること

自然と調和したメリハリのある土地利用が望まれています。

市内外の移動に便利な交通体系と、歩行者にやさしい道路が求められています。

豊かな自然に気軽に親しめるまちづくりが望まれています。

自然環境を保全・活用する、環境にやさしいまちが望まれています。

自然に包まれた、のどかで潤いある住環境づくりが望まれています。

水とみどりの潤いある景観とにぎわいが調和したまちづくりが求められています。

やさしい心にふれあうことができる、誰にでもやさしいまちづくりが必要です。

安心して暮らすことができる安全なまちづくりが望まれています。

豊かな自然、歴史、文化を求めて集まる人々の出会いの創出が必要です。

趣と味わい、古きをたずね先人に学ぶことができるまちが望まれています。

自然の中でスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちが求められています。

活発で、にぎやかな産業を生み出す企業などの育成が求められています。

未来の野田市を支える若者が育つ環境整備が望まれています。

市民と行政の協働作業によるまちづくりが求められています。

いきいきとした市民生活を送れる公共施設などの充実が望まれています。

将来都市構造構築のための課題

自然環境と調和した土地利用

多様な自然環境と密接な都市空間において、これらの自然と調和したコンパクトな市街地を形成し、にぎわいのある商業、落ち着いた住宅地、活発で周辺と調和した産業によるメリハリのある土地利用が求められています。

市外、市内の移動に便利で安全な交通体系の構築

千葉柏道路（*13）など他都市と連携する広域幹線道路（*14）の強化と、市街地内における交通渋滞や通過交通（*15）による環境悪化などの解消が望まれているとともに、東京直結鉄道を始めとした公共交通の充実による交通網の整備が求められています。

また、歩行者や自転車が安全に、楽しく通行できるバリアフリー（*16）に配慮した自転車・歩行者空間が求められています。

活発な産業の育成や連携による野田市の活性化

既存の産業の集積や千葉柏道路などのインパクト（*17）を活用するとともに、今後も野田市の経済を支え、かつ周辺環境と調和した商業など活発な産業の育成や、地域内資源の充実によるまちの活性化が望まれています。

自然、歴史、人とふれあうことができる都市空間の形成

江戸川、利根川及び利根運河に囲まれた市街地における豊かな自然や趣のある歴史的資源を活用し、これらの資源を満喫できる環境の創出を進め、市民と来訪者がその環境を共有し、自然、歴史、そして人とふれあうことができる都市空間の創出が求められています。

やすらぎのまちと風景づくり

自然環境と調和した、潤いある住環境とみどり豊かな景観形成が求められており、市街地中心部においては、にぎわいのある街並み、歴史的な中心市街地では、趣のある街並みなど地域の特性に調和した景観形成が望まれています。

将来都市構造構築のための課題	将来都市構造を構成する要素	各ゾーン、拠点、軸の内容
<p>活発な産業の育成や連携による野田市の活性化</p>	<p>産業拠点</p>	<p>【中里工業団地】 中里工業団地については、周辺の自然環境に配慮した産業拠点とし、川間地区における職住近接のまちづくりのために就業の場を確保します。</p> <p>【南部工業団地、野田工業団地】 南部工業団地、野田工業団地は、東京理科大学に隣接する立地条件をいかし、産学官交流のある産業拠点として形成を図ります。</p> <p>【船形地区】 船形地区は、国道16号沿道の利便性をいかした土地利用を図り、良好な操業環境を創出しつつ、周辺環境との調和に配慮した良好な産業拠点の形成を図ります。</p> <p>【関宿はやま工業団地】 関宿はやま工業団地は、北関東及び東北方面へのアクセス（*19）に優れた立地性をいかし、産業基盤の充実・強化や地域経済の活性化及び雇用の確保等を図ります。</p>
<p>自然、歴史、人とふれあうことができる都市空間の形成</p>	<p>緑地レクリエーションゾーン</p> <p>緑地レクリエーション拠点</p>	<p>利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境の下、自然に親しみながら多様なスポーツ、レクリエーション活動の場として位置付け、サイクリング道路などの整備充実を促進します。</p> <p>【中央の杜】 中央の杜を野田市のみどりのシンボルとして位置付け、市民と行政の協働による山林の保全に努めるとともに、市民の郷土意識の醸成を推進します。</p> <p>【野田市総合公園周辺】 自然の中での多様なスポーツ、レクリエーションの場として位置付け、施設の整備を推進するとともに、周辺の山林などの自然環境の保全・活用を図ります。</p> <p>【野田市関宿総合公園】 多様なスポーツ、レクリエーションにより市民の交流を深める場として位置付け、スポーツの振興を図ります。</p> <p>【野田市スポーツ公園】 自然とふれあうことができるスポーツ、レクリエーションの場として位置付け、自然の中での多様なスポーツや自然教育に対応した施設の整備を推進します。</p> <p>【関宿にここ水辺公園】 利根川、江戸川の分岐地点に位置する関宿城博物館を中心とした広域的なレクリエーション需要を満たす緑地として保全及び利用を推進します。</p>

第3章 部門別方針

この章では、前章で示した将来都市像や将来都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「交通体系」、「自然環境」、「環境共生」、「住宅・住環境」、「都市景観」、「福祉」、「防災・防犯」、「観光・文化・スポーツ・レクリエーション」の各視点からまちづくりの方針を整理しています。

- 3-1 都市と自然が調和したまちづくり
～土地利用の方針～
- 3-2 安全で快適な交通環境づくり
～交通体系整備の方針～
- 3-3 水やみどりを大切にしたまちづくり
～自然環境保全・活用の方針～
- 3-4 環境にやさしいまちづくり
～環境共生型まちづくりの方針～
- 3-5 ゆとりある生活を送れる環境づくり
～住宅・住環境整備の方針～
- 3-6 資源をいかした風景づくり
～都市景観形成の方針～
- 3-7 安心して暮らせるまちづくり
～福祉のまちづくりの方針～
- 3-8 災害に強い安全なまちづくり
～防災・防犯まちづくりの方針～
- 3-9 野田市を満喫できる環境づくり
～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～

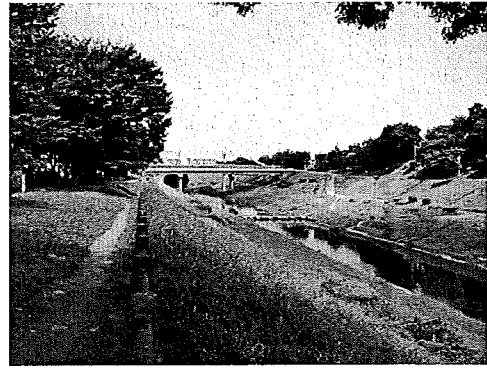
■ (2) 自然的土地利用

① 緑地系

中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。また、利根川、江戸川及び利根運河の河川などとその周辺の自然環境を保全するとともに、自然とふれあうことができるレクリエーション施設の整備充実を推進します。さらに、座生川やくり堀川などの河川においても、生活に身近な自然環境資源として保全に努めます。



■ 野田市総合公園



■ 利根運河

② 農地系

【優良な農地を保全する地域】

一団となった農地を形成する中里地区、小山地区、船形地区、福田地区、目吹地区、今上地区、関宿台町地区、新田戸地区及び木間ヶ瀬地区などを中心とした優良な農地は、農業振興の拠点として農業生産基盤の整備や高度化などによる効率的な土地利用を促進します。

【農地等と集落が共存する地域】

農地等と集落が共存する地域については、良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、適正な土地利用を図り、屋敷林をはじめとする樹林地や生垣など、みどり豊かな土地利用を促進します。

また、都市の緑地環境として維持保全するとともに、市民の余暇の場として活用できるように促進します。

江川地区は、自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを進めます。

■ (3) その他

大規模未利用地については、地域の活性化や周辺環境との調和に留意し、地区計画制度等を活用して計画的な土地利用を検討します。

3-3

水やみどりを大切にしまちづくり

～自然環境保全・活用の方針～

1) 基本方針

(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全

利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全、整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる都市環境の創出

みどりの拠点となる野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園や、身近な都市公園などの市街地内における公園・緑地の整備とともに、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用により、市民のニーズに対応したみどりの創出を図ります。

(3) 水やみどりのネットワーク化

都市内の水やみどりをネットワーク化することにより、自然を身近に感じられる都市空間の形成を図り、みどりの質の向上に努めます。

2) 具体的な方針

(1) 市民共有の財産となる、身近なみどりの保全と適正な管理

利根川、江戸川、利根運河や、みどりの拠点となる中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとしてとらえ、市民との協働作業における緑化活動の促進・管理などを積極的に進め、郷土に愛着をもてるまちづくりを進めます。

(2) 身近な自然とふれあうことができる緑地の創出

市民の多様なニーズに対応するため、みどりの拠点的な役割を果たしている野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にここ水辺公園、野田市スポーツ公園において、その周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。その他、日常生活に密着した市民の憩いの場やコミュニケーションの場としての都市公園などの機能を充実させ、豊かな自然環境を身近に感じ、自然と親しめるふれあいの場の創出を図ります。また、既存の農地についても都市内の貴重な緑地としてとらえ、その保全・活用に努めます。

■ (3) 水とみどりのネットワークの形成

豊かな自然と共生する都市を目指すため、河川や山林などの大小様々な自然環境要素を、市民が日常生活において身近な自然と親しむことができるよう、次世代に引き継ぐまちづくりを推進するため、水とみどりのネットワークの形成を図ります。

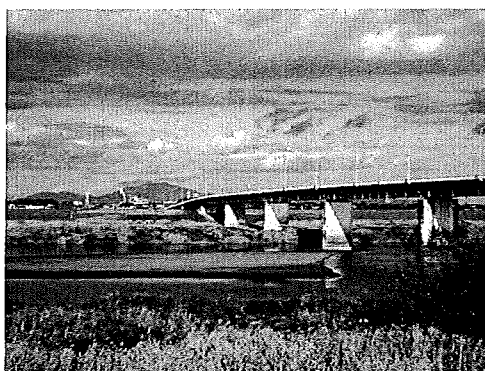
①水の軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河の水辺空間を大きな骨格として、「水の軸」を形成することにより、市民が、水の持つ潤いややすらぎを実感できる、水辺環境づくりを進めます。

②みどりの軸の形成

利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。

また、市民の森や都市公園（*28）などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。



■ 利根川



■ 江戸川



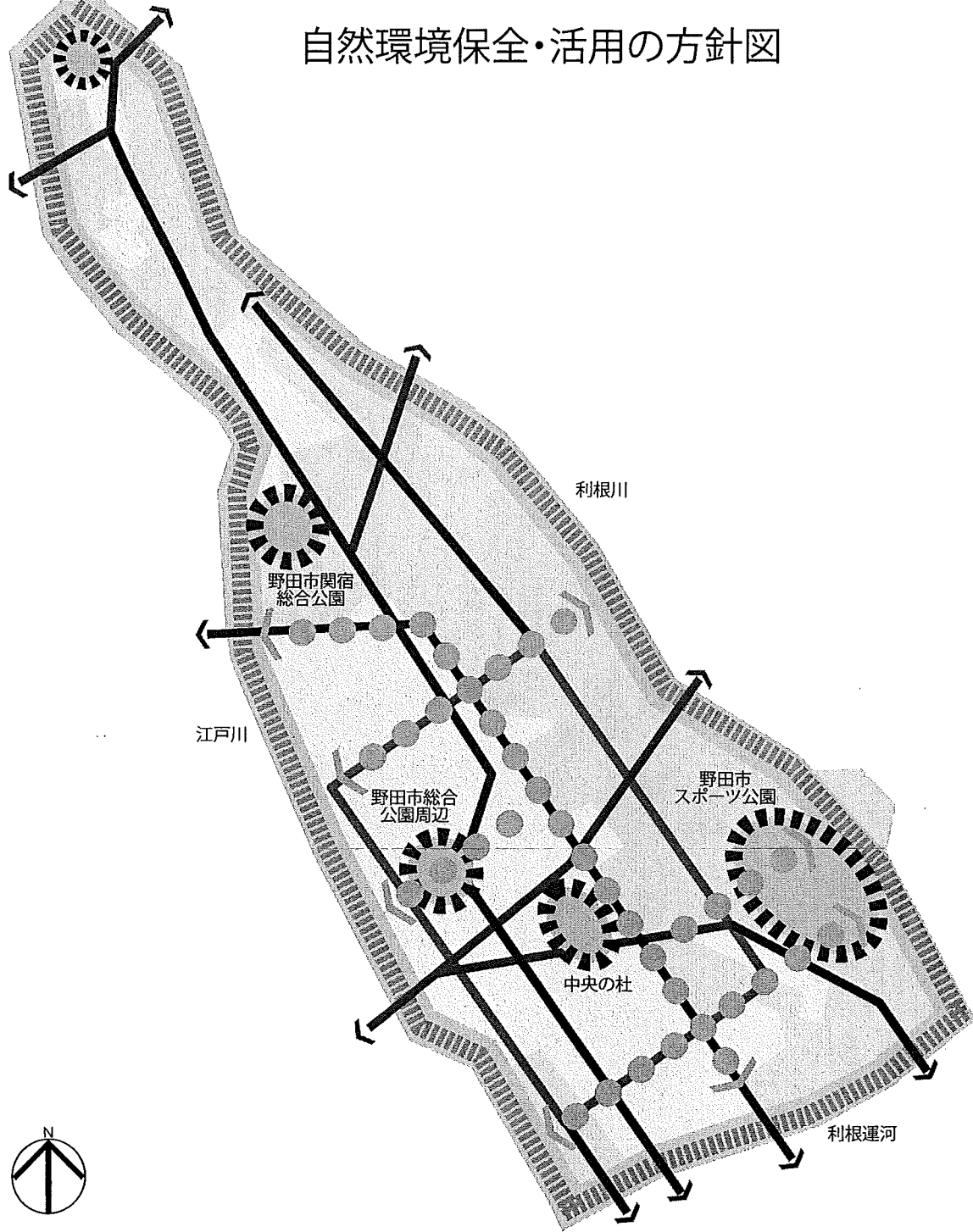
■ 関宿にこにこ水辺公園



■ 野田市総合公園

関宿にこここ
水辺公園

自然環境保全・活用の方針図



凡例

市街地ゾーン
(身近なみどりを創出するゾーン)

農業振興ゾーン
(多様なみどりを保全・活用するゾーン)

緑地レクリエーションゾーン

緑地レクリエーション拠点

水の軸

みどりの軸

南北軸

東西軸

環状軸

3-9

野田市を満喫できる環境づくり

～観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針～

1) 基本方針

(1) 野田市の文化を支える歴史や自然資源の保全・活用

市内に点在する歴史、文化資源や、豊かな自然資源などは、野田市の文化を伝承し、新しい文化を創造する貴重な資源として積極的に保全・活用を図ります。

(2) 観光資源の充実とネットワーク化

身近な観光資源の潜在的な魅力を再確認し、観光ポイントの充実を図るとともに、観光資源間のネットワーク化を推進します。

(3) 多様なニーズに対応した文化・スポーツ・レクリエーション環境の充実

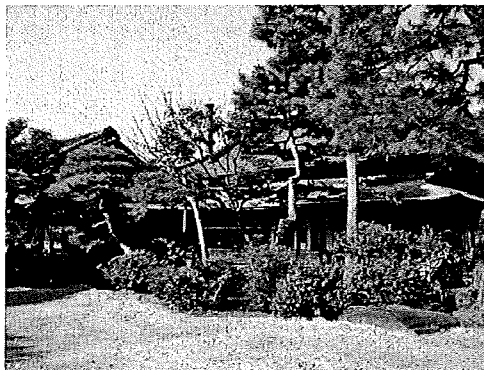
多様化した市民のニーズに対応するため、市民活動の拠点となる生涯学習の場や、スポーツ・レクリエーション活動の場づくりを進めます。

2) 具体的な方針

(1) 歴史や文化、自然資源とふれあうための環境整備**①歴史、文化遺産の保存・活用**

市民が主体となった街並み保存のための組織活動を支援するとともに、地理案内や文化財に至る経路を示すための標識や解説板の設置による、歴史的遺産や文化財の保存・活用を図ります。

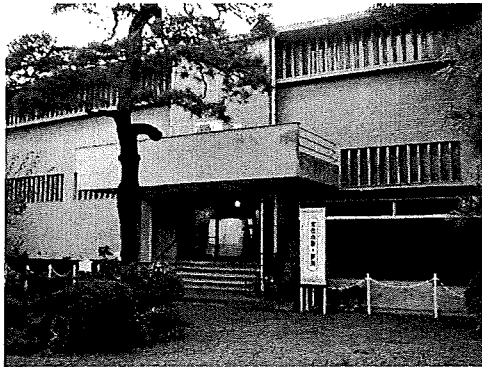
また、中心市街地に多く残る歴史的街並みの観光資源としての魅力を高め、中心市街地の活性化を図ります。



■野田市市民会館



■興風会館



■ 郷土博物館



■ 樺のホール

（4）スポーツ、レクリエーション環境の充実

野田市の広大な自然空間をいかした市民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、野田市スポーツ公園、各種スポーツ施設及びサイクリング道路などの整備を図り、さらに、地域スポーツ活動の推進及び関宿あおぞら広場等のレクリエーション施設の利用促進に努めます。



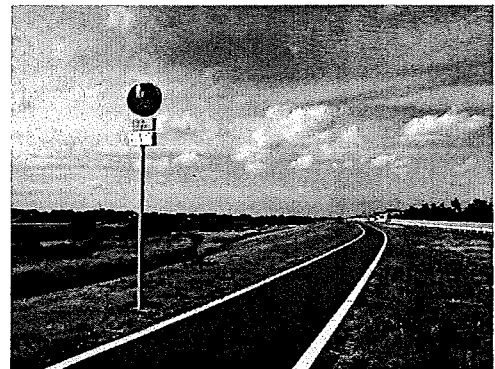
■ 野田市総合公園



■ 野田市関宿総合公園



■ 野田市スポーツ公園



■ サイクリング道路

4-1

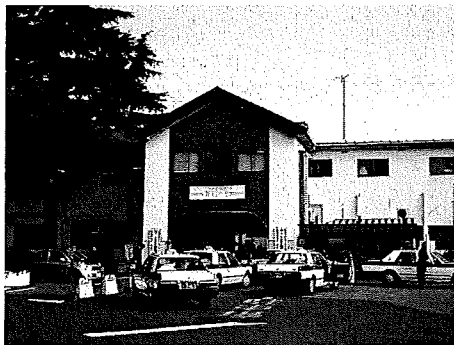
中央地区まちづくり構想

1) 地区の現況

中央地区は、野田市の行政、文化、産業などの中心地として発展してきた地区であり、市役所、櫛のホールなどの公共施設が立地するとともに、東武野田線の野田市駅、愛宕駅、清水公園駅の3駅が設置されています。また、市の伝統的な産業である醤油醸造業を中心とした工業地が地区の中心部に形成されています。

地区の北側には、良好な自然環境やスポーツ・レクリエーション施設を有する野田市総合公園が位置し、東側に中央の杜、西側には江戸川が流れるなど、水やみどりに囲まれているとともに、市街地内においては、国の登録文化財でもある興風会館や野田市市民会館、国の指定名勝である高梨氏庭園など歴史的資源が点在しています。

主要な道路としては、南北軸を走る主要地方道結城野田線、外郭環状道路となる都市計画道路山崎吉春線、東西軸を走る主要地方道つくば野田線、越谷野田線、野田牛久線が挙げられます。



■野田市駅



■愛宕駅

2) 地区の課題

中央地区の主なまちづくりの課題として、以下のとおりまとめます。

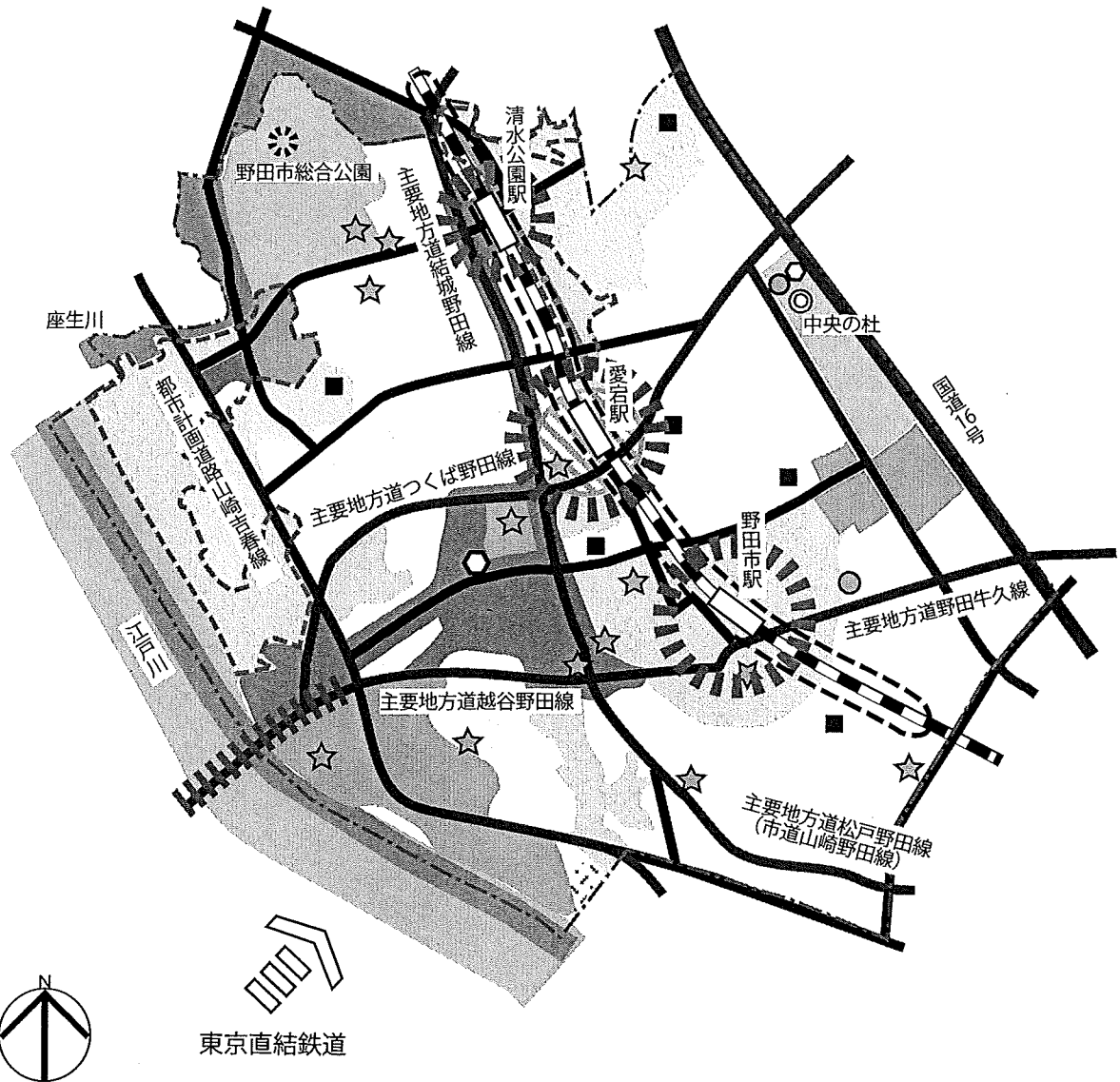
- 地区中心部における回遊性の確保や既存商店街の充実、商業業務機能の集積、周辺の道路整備による中心市街地の活性化
- 中心市街地の核となる野田市駅、愛宕駅周辺の整備充実
- 野田橋周辺や野田市駅、愛宕駅周辺の交通渋滞解消による地区内交通の円滑化
- 野田市総合公園を始めとする地区内のレクリエーション資源及びその周辺における緑地空間などの保全・活用
- 地区内に点在する歴史文化資源の保全と、それらの活用による市の玄関口としてふさわしい景観の形成

5) まちづくりの方針

中央地区の基本目標を実現するための方針を以下のとおり示します。

- 野田市駅周辺は、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、野田市の伝統的な産業のある工業地と、商業・業務機能が共存したまちづくりを進めます。
- 愛宕駅周辺は、市の中心的な商業業務地区を形成するため、東武野田線連続立体交差事業と一体となった駅前広場や駅前線等の市街地整備を推進し、中心市街地にふさわしい商業・業務機能の集積を図ります。
- 中心市街地における歴史的資源の保全・活用や、潤いある緑地空間の創出により、楽しく回遊できる都市空間の形成を図ります。
- 中心市街地の商業施設の充実を促進するとともに、主要道路の沿道を利用したにぎわいあるまちづくりを進め、互いに連携した商業環境の整備を図ります。
- 中心市街地の渋滞解消等、交通の利便性を向上させるため、都市計画道路堤台柳沢線、清水公園駅前線、中野台中根線の整備を進めます。
- 主要地方道越谷野田線の野田橋付近の4車線化を促進し、埼玉県との円滑な交通の実現に努めます。
- 伝統的な産業のある工業地と商業・業務が共存したまちづくりを進め、訪れた人が市の伝統を感じられるような空間形成を図ります。
- 中央の杜を野田市のみどりのシンボルとして整備・保全するとともに、江戸川や、野田市総合公園周辺の自然環境の保全を図り、自然を身近に感じられる空間整備を進めます。
- 野田市総合公園の機能充実や、座生川周辺の調節池を利用したスポーツ広場の整備により、スポーツ・レクリエーションの楽しめる環境整備を推進します。
- 地区内に点在する歴史文化資源の保全・活用により、身近に歴史や文化とふれあえる環境を創出します。

中央地区方針図



凡例

- | | | | |
|--|-------------------------------|--|----------------|
| | 市民の憩いの場となる緑地空間 | | 広域幹線道路 |
| | 農地等と集落が共存する地域 | | 幹線道路 |
| | 優良な農地を保全する地域 | | 補助幹線道路 |
| | 住環境の向上を図る地域 | | 東武野田線 (複線化の促進) |
| | ゆとりある住宅地を保全する地域 | | 道路機能を強化する区間 |
| | 野田市の文化をアピールする商業地 | | 鉄道高架区間 |
| | 地区住民の日常購買を満たす商業地 | | 河川、調節池、水路 |
| | 野田市の集客力を高める複合施設地区 | | 行政拠点 |
| | 野田市の中心的な商業・業務を推進する地域 | | 地域・文化拠点 |
| | 野田市の伝統的な産業のある工業地と商業・業務が共存する地域 | | スポーツ拠点 |
| | 野田市の伝統的な産業のある工業地 | | 小・中学校 |
| | 工業と住宅の共生を図る地域 | | 公民館 |
| | 先端技術の研究・開発と人材育成の場となる地区 | | 福祉施設 |
| | 緑豊かで良好なまちなみ景観を形成する地区 | | 歴史文化資源 |
| | | | 自然資源 |
| | | | 駅を中心としたサービス拠点 |
| | | | 地区界 |

5) まちづくりの方針

北部地区の基本目標を実現するための方針を以下のとおり示します。

- 七光台駅西口周辺は、駐輪場の整備や商業サービス機能の充実により、多様な世代がふれあえる空間形成を図ります。
- 七光台駅東側は、周辺の自然環境と調和したまちづくりの必要性について検討します。
- 川間駅を中心とした、落ち着いた街並みと調和した商業サービス機能の強化を図ります。
- 既存のゆとりある住宅地は、良好な住環境の保全に努めるとともに、自然環境と調和した街並み形成などにより、より質の高い空間形成を図ります。
- 江戸川の自然環境の保全を図るとともに、地域のスポーツ拠点として江戸川河川敷の運動広場の機能充実を図ります。
- 住宅と工場の混在している地区は、工場敷地内の緑化及び既存工業地への工場移転などを促進し、居住環境の保全と公害防止に努めます。

3) 地区の将来像

地区の現況や課題を踏まえ、福田地区のあるべき将来像を次のとおり設定します。

～水とみどりの豊かな自然環境の中で、
人と自然との交流を育むまち～

4) まちづくりの基本目標

福田地区の将来像を実現し、地区の特色をいかしたまちづくりを行うため、まちづくりの基本目標を以下のとおり設定します。

- ① 水とみどりの豊かな自然環境を保全し、環境にやさしいまちづくりを目指します
- ② 優れた自然景観に配慮した、自然と共生するまちづくりを目指します
- ③ 良好な緑地空間を活用して、スポーツ・レクリエーションの拠点づくりを目指します

5) まちづくりの方針

福田地区の基本目標を実現するための方針を以下のとおり示します。

- 野田市スポーツ公園及び利根川・利根運河周辺に広がる豊かな自然環境の積極的な保全を図ります。
- 農地や河川環境などとの調和や自然景観に配慮しつつ、主要地方道我孫子関宿線の整備を促進します。
- 梅郷駅などへのアクセス強化や通過交通の排除を図るため、都市計画道路今上木野崎線の周辺の自然環境に調和した整備を促進します。
- 地区南部では、市民農園やビオトープ（*42）としての土地利用を図るなど自然環境保護に努めます。
- スポーツ・レクリエーション機能の強化を図るため、野田市スポーツ公園の整備・充実を図ります。
- レクリエーション機能の向上・充実を図るため、利根川沿いにサイクリング道路の整備を促進します。

3) 地区の将来像

地区の現況や課題を踏まえ、関宿南部地区のあるべき将来像を次のとおり設定します。

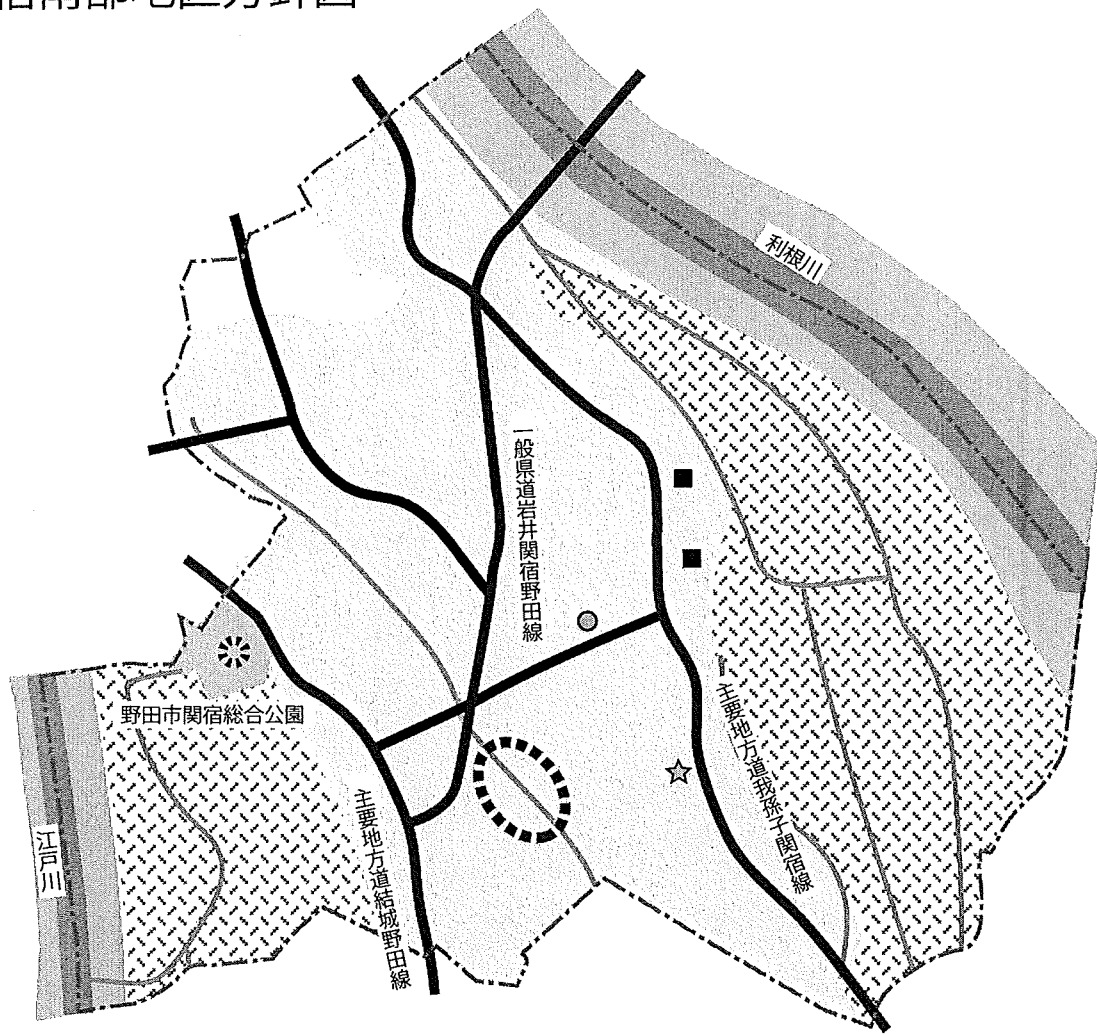
～歴史と自然を活用し、安心して
生活が営める人にやさしいまち～

4) まちづくりの基本目標



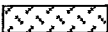
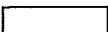
関宿南部地区の将来像を実現し、地区の特色をいかしたまちづくりを行うため、まちづくりの基本目標を以下のとおり設定します。










- ① 阿部沼落堀沿いを中心とした治水対策を実施し、だれもが安心して生活できるまちづくりを目指します
- ② 野田市関宿総合公園、向ノ内森林公園、河川及び水田等のみどり豊かな自然や、歴史をもつ社寺を有効に活用し、みどりを重視したまちづくりを目指します

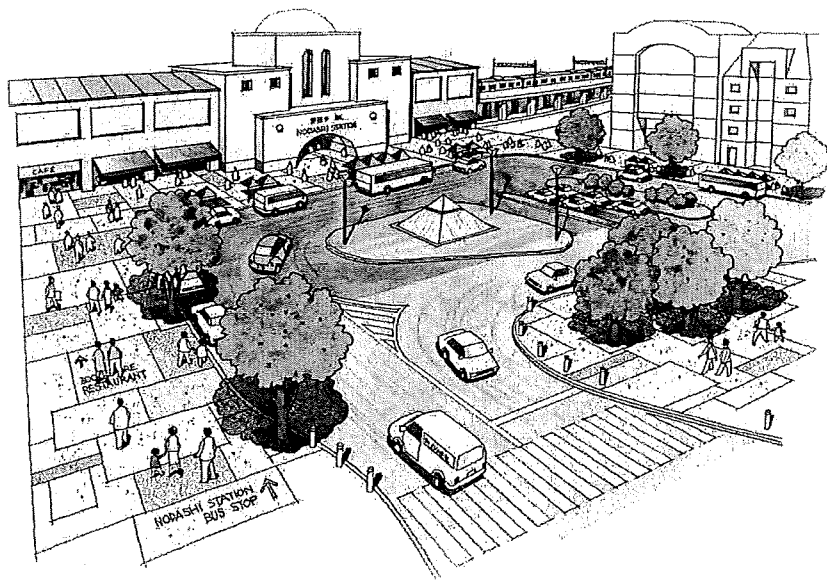
関宿南部地区方針図



凡例

-  市民の憩いの場となる緑地空間
-  農地等と集落が共存する地域
-  優良な農地を保全する地域
-  住環境の向上を図る地域

-  広域幹線道路
-  補助幹線道路
-  河川、調節池、水路
-  スポーツ拠点
-  小・中学校
-  公民館
-  歴史文化資源
-  治水対策重点地区
-  地区界



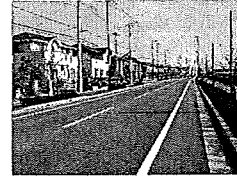
表紙写真説明



野田市関宿総合公園
(関宿南部地区)



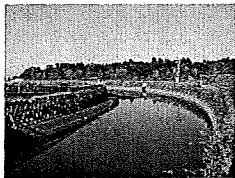
関宿城博物館
(関宿北部地区)



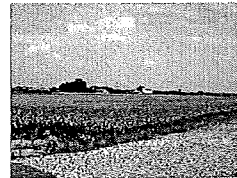
都市計画道路清水五木線
(北部地区)



梅郷駅東口
(南部地区)



座生川
(中央地区)



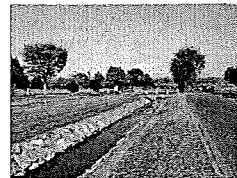
小山地区の水田
(川間地区)



主要地方道我孫子関宿線
(東部地区)



関宿中央ターミナル
(関宿中部地区)



野田市スポーツ公園
(福田地区)

野田市行政改革大綱

平成27年4月改訂

野 田 市

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の策定

本市は、1,217 棟（平成 26 年 3 月現在）の建物を保有している中で、428 棟は、特に老朽化が進行するといわれる築後 30 年を経過した建物である。

今後、これらの建物において、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されるが、本市の厳しい財政事情では、施設の更新による対応が困難な状況にある。

このことから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティマネジメントの手法を取り入れ、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立ち、建物の維持管理を行う必要がある。

ファシリティマネジメントについては、次の基本方針に基づき、野田市総合計画実施計画に位置付け、確実に実施していく。

【基本方針】

- ① 厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。
- ② 建替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。
- ③ 長寿命化に当たっては、特定建築物に係る耐震改修を最優先する。
- ④ 特定建築物以外の耐震改修は、保育所を最優先し、他の施設については、建築年、構造、利用状況等を勘案し、優先順位をもって進める。
- ⑤ 耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。
- ⑥ 施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。
- ⑦ 施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、計画的に順次進める。

- ⑧ 学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていく。
- ⑨ 日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。
- ⑩ 新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、施設の統合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、基本的には統合は行わないことを念頭に検討する。
- ⑪ 国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。
- ⑫ 総務部に営繕課を設置し、計画的な改修及び維持管理を行う。

【留意点】

実施に当たっては、次の点に留意する。

<施設の劣化状況の把握>

建築基準法第12条の規定に基づく建築物及び建築設備の定期点検又は日常点検の結果を的確に把握し、必要に応じて、修繕又は改修を実施する。

<施設のバリアフリー化>

ニーズ調査を実施し、予算の許す範囲内で、施設のバリアフリー化を図っていく。

<学校施設>

27年度中に、二川小学校特別教室棟を除き、耐震改修が終了するため、①二川小学校特別教室棟の建替え、②小中学校への空調整備に優先的に取り組む。

さらに、屋上防水等施設の維持管理に不可欠な改修についても、計画的に取り組んでいく。

<幼稚園>

関宿南部幼稚園の休園又は統合を検討する。

<保育所>

特定建築物の耐震改修に続き、耐震診断結果を踏まえ、順次、耐震改修を実施する。

<学童保育所>

国の「放課後子ども総合プラン」が、既存の小学校外の学童について、余裕教室等を活用することが望ましいとしていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室等へ移転する。

<老人福祉施設、公民館、福社会館等>

2階建施設については、エレベータ設置を検討する。

<障がい福祉施設>

あさひセンターについて、施設の効用を増進するための改修を検討する。

<総合公園体育館>

現在、実施している計画的改修を引き続き実施する。

<本庁舎、いちいのホール、櫨のホール>

今後、大規模な設備更新が予定されることから、計画的な設備の更新を検討する。

<学校給食センター>

野田学校給食センター調理棟については、老朽化が激しいため、大規模改修を検討する。

<市営住宅>

当面、現在の計画的修繕を引き続き実施する。

<斎場>

老朽化した関宿斎場火葬棟について、火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で、改築又は廃止を検討する。

(2) 公有財産の有効活用

本市では、前大綱に基づき、市税徴収対策など財源の拡充強化に努めているが、税外収入の確保策として、行政目的に使わなくなった市有財産をそれぞれの特性等を考慮の上、貸付け又は普通財産処分取扱要領に基づき売却処分を行い、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てている。

平成 19 年度には、新たな財源確保策として公共物への有料広告の掲出制度を創設するため野田市広告掲載取扱要綱を策定し、20 年度から導入

野田市教育大綱

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりの市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実を推進し、野田市総合計画（2016－2030）に掲げる、「～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」を実現するために、野田市の教育行政の目標を次のとおり定める。

【目標1】

学校と地域社会が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。

平成29年度重点施策

・ 確かな学力の向上

小学校学級事務支援員の配置事業、サポートティーチャー等市非常勤講師の配置事業、学校図書館司書の配置事業、小中学校教職員の適正な人事異動と配置、小中連携教育の推進、土曜授業の推進、家庭学習を含めた学習習慣の定着、新学習指導要領を見据えた園内・校内研修による移行準備―道徳科、小学校英語科への対応―、ユニバーサルデザインの視点を持った授業や主体的・対話的な深い学びをめざす授業への改善、学習情報センターとしての学校図書館の積極的活用と読書活動の推進並びに興風図書館との連携

・ 豊かな心の育成

国や郷土の伝統や文化、生物多様性を学ぶ機会の充実、豊かな人間関係づくりを核にした学級経営の充実、「学校人権教育ハンドブック」等を活用した学校人権教育の推進

・ いじめ防止対策の推進

野田市いじめ防止基本方針の策定、いじめ実態調査の充実による未然防止及び早期発見・早期対応、道徳教育の充実、生徒指導の機能を重視した教育活動の推進

・ 健やかな体の育成

学校保健教育の指導・支援、生活習慣病健診事業、薬物乱用防止教育の充実、労働安全衛生管理体制の充実、食育の推進、安全安心な給食の提供（放射能対応、食物アレルギー対応、学校給食施設における衛生管理の指導）、給食費滞納の解消（児童手当の活用等）、体育科授業改善を核にした体力向上と生活習慣の育成、食育の推進

・ 安全安心な学校づくり

教職員による不祥事根絶への取組、特別支援学級・通級指導教室の充実、特別支援学級支援員等の配置事業、要配慮児童生徒支援員の配置事業、要・準要保護及び特別支援学級児童生

徒への就学援助等事業、公立幼稚園の在り方の検討、学校安全計画、危機管理マニュアル、安全マップの見直しや関係機関との連携、教職員による不祥事の根絶、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談・教育相談、教育相談の充実による長欠率・不登校率の減少

・地域との連携の推進

学校支援地域本部事業、東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の推進、キャリア教育の推進、地域人材の活用、オープンサタデークラブの実施、学校・家庭・地域での「あいさつ・声かけ・会話」の推進

・学校施設・設備の充実

小学校及び幼稚園の空調設備設置工事の実施、川間中学校、福田中学校及び岩名中学校のトイレ改修工事の実施、関宿中学校及び木間ヶ瀬中学校のトイレ改修工事設計の実施、障がいのある児童・生徒に対応するための施設改修の実施、校務支援システムの導入

・生物多様性自然再生の取組

学校給食における黒酢米（減農薬・減化学肥料）の啓発事業、生物多様性学習事業、市ホームページに小中学校の自然体験活動のページを新設、小中学校理科副教本の活用、環境教育の推進（ビオトープ設置）

【目標 2】

一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。

平成 29 年度重点施策

・生涯学習の充実

生涯学習相談への対応、学校支援ボランティア養成講座の開設

・史跡や文化財の保存と活用

文化財出前授業の実施、鈴木貫太郎記念館展示解説ボランティア養成講座、鈴木貫太郎記念館導入部映像制作

・伝統文化の継承

民俗芸能のつどいの開催

・スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

各種スポーツ教室及びスポーツ大会の開催、野田市体育協会を始めとするスポーツ団体への支援、スポーツ推進委員の研修会及び講習会への参加促進、武道の指導者を養成するための講習会の開催、障がい者スポーツについて関係機関と連携、新野田市スポーツ推進計画の策定

・文化の発信と振興

文化祭の開催、絵画展示事業の実施

- ・ 図書館機能の充実

図書館資料及び設備の充実、情報提供機能の充実、読書普及活動の推進、学校図書館との連携

- ・ 生涯学習施設・設備の充実

総合公園の修繕工事の実施

- ・ 生物多様性自然再生の取組

公民館における環境教育学習の推進、図書館ホームページに生物多様性 こうのとりにライブ
ラリーの開設、興風図書館内に生物多様性コーナーの開設

【目標3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会
全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。

平成29年度重点施策

- ・ 青少年の健全育成活動の推進

青少年活動の支援及び青少年健全育成団体の支援、地区別懇談会への支援、野田市関宿あおぞら広場の利用促進、こどもまつりの実施、地域における健全育成活動の推進

- ・ 家庭教育学級の充実

公民館における連続講座の開設、学校での出前講座の開設

- ・ 青少年の非行防止及び環境浄化活動の推進

子どもたちが安心できる社会環境づくりの推進、パトロールの充実と環境浄化活動の推進、
子ども安全情報の登録者の加入促進及びメール配信事業の推進、情報モラル講演会等の開催、
非行防止の啓発活動の推進

平成 29 年度野田市教育委員会基本方針

◎教育施策

野田市は、平成 27 年度に新総合計画を策定し、28 年度から 15 年間この計画に基づき、市政を進めて行くことになりました。

総合計画で定めた将来都市像は、『～人のつながりがまちを変える～みんなでつくる学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち』で、この将来都市像の実現に向けて取り組むべき基本目標として、6 項目を設定し、教育・文化に関する目標は、基本目標 3 「豊かな心と個性を育む都市」に具体化されています。

さらに、野田市では、平成 27 年 4 月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき策定が義務づけられた当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を 27 年 10 月に策定しました。

大綱においては、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成の三つを大きな目標として掲げ、それぞれに施策の根本となる重点施策を示しました。

目標 1 では、学校教育の目標を『学校と地域社会が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。』としました。

目標 2 では、生涯学習の目標を『一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。』としました。

目標 3 では、青少年の健全育成の目標を『次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。』としました。

また、生物多様性自然再生の取組について全庁的に推進するため、各課において関連する事業を実施します。

教育大綱に掲げた目標を達成するため、毎年度教育委員会の各課において、基本方針、重点目標を定め、それぞれの具体的施策を実施してまいります。

◎社会体育課

1 基本方針

スポーツ基本法が施行されたことに伴い、国が策定するスポーツ基本計画を参酌して平成 25 年 2 月に策定した野田市スポーツ推進計画の計画 5 年目に当たるため、計画 4 年目までの進捗状況を踏まえ、その実現のための施策を実施していく。特に市民のスポーツ・レクリエーションニーズの高まりに呼応し、各種スポーツ教室や大会の開催を通して市民の健康づくりやレクリエーション活動の充実を図る。

さらに、スポーツ施設の充実を図るとともに、近年整備された総合公園陸上競技場、関宿総合公園体育館及び春風館道場（柔剣道場・弓道場）等のスポーツ施設の利用促進を図ることにより市民スポーツ活動の促進を図る。

なお、次期計画策定に向け、必要な情報収集や関係機関との連携に努める。

2 重点目標

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実
- (2) 生涯学習施設・設備の充実

3 具体的施策

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実
 - ①各種スポーツ教室及びスポーツ大会の開催
 - ②野田市体育協会を始めとするスポーツ団体への支援
 - ③スポーツ推進委員の研修会及び講習会への参加促進
 - ④武道の指導者を養成するための講習会の開催
 - ⑤障がい者スポーツについて関係機関と連携
 - ⑥新野田市スポーツ推進計画の策定
- (2) 生涯学習施設・設備の充実
 - ①総合公園の修繕工事の実施
- (3) 所管する施設の放射線量の測定及び対応

現在位置：[トップページ](#) > [くらしの便利帳](#) > [福祉・介護](#) > [介護保険](#) > [シルバーリハビリ体操](#)

シルバーリハビリ体操

ページ番号 1011210

更新日 平成29年8月31日

シルバーリハビリ体操とは

概要

平成29年度から野田市が取り組む「介護予防10年の計」の中心となる体操で、道具を使わないため、どんな場所でも、どんな姿勢でも（起立でも、座ってでも、寝てでも）行うことができます。

茨城県立健康プラザ管理者の大田仁史（おおたひとし）医学博士が考案した体操で、市民のシルバーリハビリ体操指導士が一般の市民を指導する仕組みです。（市民の指導士が養成されるまで、市等のシルバーリハビリ体操指導士養成講師が実施します。）

茨城県では10年以上前からシルバーリハビリ体操事業に取り組んでおり、指導士の数が多い市町村では要介護度が重くなるのを抑えている様子が伺えます。

対象者

- 野田市にお住まいの方
- 医師から運動の制限を受けていない方

体験教室について

シルバーリハビリ体操の講師による体験教室です。実際にいくつかの体操を行いながら、シルバーリハビリ体操を体験することができます。

日程

実施日

第1回 = 平成29年9月12日（火曜日）

時間・場所

1回目	14時から14時45分まで	先着200名	市役所8階大会議室
2回目	15時から15時45分まで	先着200名	市役所8階大会議室

今後は月に2回程度実施予定です。

現在位置：[トップページ](#) > [市政・市の紹介](#) > [広報](#) > [市報のだ](#) > [平成29年9月1日号（第1243号）](#) > [シルバーリハビリ体操の体験教室を開催](#)

シルバーリハビリ体操の体験教室を開催

ページ番号 1011284

更新日 平成29年8月30日



今後毎月2回程度の体験教室を予定

市は、平成29年度から、「介護予防10年の計」として、これまでの介護予防事業を刷新し、6つの戦略に取り組んでいます。

今回、「シルバーリハビリ体操」の体験教室を行います。

その中心となるシルバーリハビリ体操は、身体能力が低下した、高齢の方でも無理なく行える92種類の体操で構成されています。

約10年前に導入した茨城県では、要介護度が重くなるのを抑えられる状況が伺えることから、積極的に導入を進めていきます。

日時

9月12日(火曜日)

1. 14時から14時45分まで
2. 15時から15時45分まで

どちらか1回のみ

場所

市役所8階大会議室

定員

各回先着200人（当日会場受付）

持ち物

タオル、飲み物、体操のできる服装

記事の内容に関するお問い合わせ

介護保険課

関連情報

シルバーリハビリ体操

ご意見をお聞かせください

質問：このページの内容は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

質問：このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった どちらともいえない わかりにくかった

質問：このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

送信

このページに関するお問い合わせ

企画財政部 広報広聴課

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話：04-7123-1068

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

Copyright (C) City Noda, All Rights Reserved.

○スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十八号)

第百七十七回通常国会

菅内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日同第七六号

同二八年五月二〇日同第四七号

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の^{かん}涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊か

な生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な

規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深

め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更し

ようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二六法七六・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、

体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施

するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政

令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四法律六七）抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年10月8日

平成28年度体力・運動能力調査の結果について

このたび、平成28年度体力・運動能力調査について調査報告書を別添のとおり作成し、調査結果の概要を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

スポーツ庁においては、幼児期運動指針に基づき、幼児期における多様な動きの習得や日常的な運動習慣の獲得を支援する取組を進めてまいります。また、各年代によって異なるスポーツ実施の阻害要因を分析しながら、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実してまいります。

1. 今回の調査結果のポイント

(1) 体力・運動能力の加齢に伴う変化の傾向

- ・ 全体的な傾向として、6歳から加齢に伴い体力水準は向上し、男子では17歳頃に、女子は14歳頃にピークに達する。男女とも20歳以降は加齢に伴い体力水準は緩やかに低下する。

(2) 体力・運動能力の年次推移の傾向

① 青少年（6～19歳）

- ・ 直近19年間の新体力テスト合計点の推移を見ると、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向。
- ・ 体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の50m走を除き、依然低い水準。

② 成年（20～64歳）

- ・ 直近19年間の新体力テスト合計点の推移を見ると、男子は30歳代後半～40歳代前半は低下傾向が見られるが、それ以外はおおむね向上傾向。女子は30歳代前半～40歳代後半は低下傾向がみられるが、それ以外は横ばい又は向上傾向。
- ・ 平成28年度の合計点は、25～29歳の女子で過去最高。

③ 高齢者（65～79歳）

- ・ 直近19年間の推移を見ると、ほとんどの項目及び合計点で向上傾向。
- ・ 平成28年度の合計点は、75～79歳の女子で過去最高。

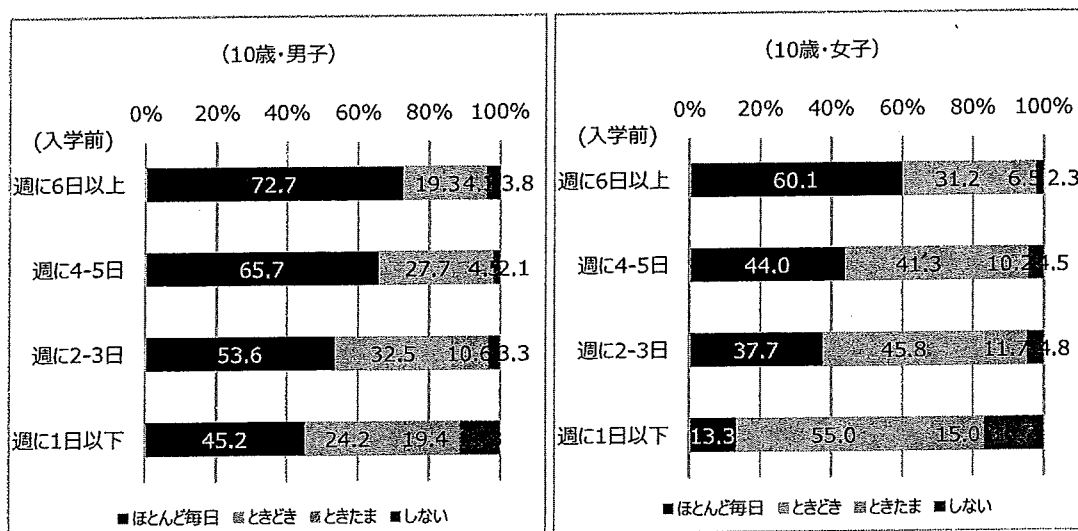
2. 今回の調査結果の分析

スポーツ庁発足後初の調査となった平成28年度体力・運動能力調査では、平成10年度に新体力テストを採用して以来初めて質問項目を追加した。これは、多面にわたるスポーツの持つ価値について、より深い分析を目的とするものである。

I. 幼児期の外遊びと小学生の運動習慣・体力との関係

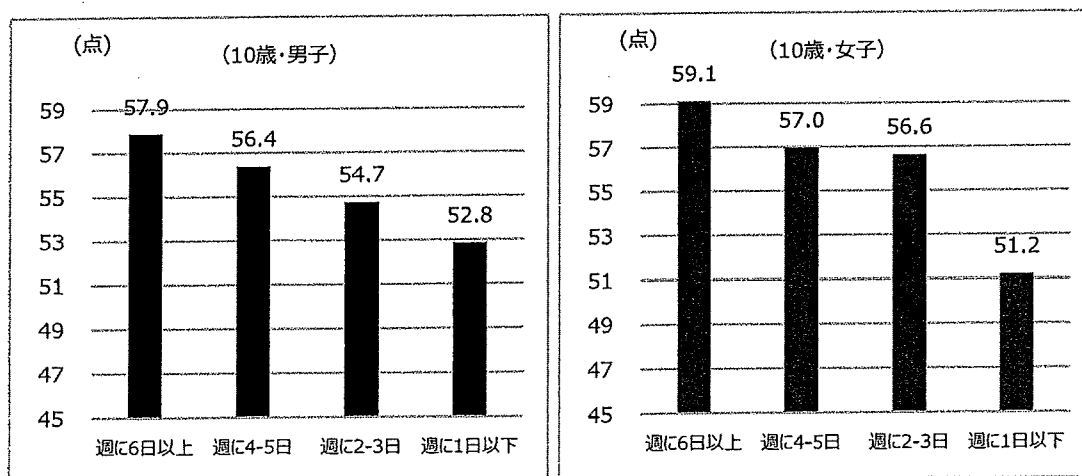
幼児期に外遊びをよくしていた児童は日常的に運動し、体力も高い

- ・ 入学前の外遊びの実施頻度が高いほど、現在の運動・スポーツ実施状況が高いことがわかる。



入学前の外遊びの実施状況別現在の運動・スポーツ実施状況 (10歳)

- ・ 男女ともに、入学前に外遊びをしていた頻度が高い群ほど合計点は高くなっており、入学前に週6日以上外遊びをしていた群と週1日以下の群とでは、男子で5点、女子で8点程度の大きな差となっている。

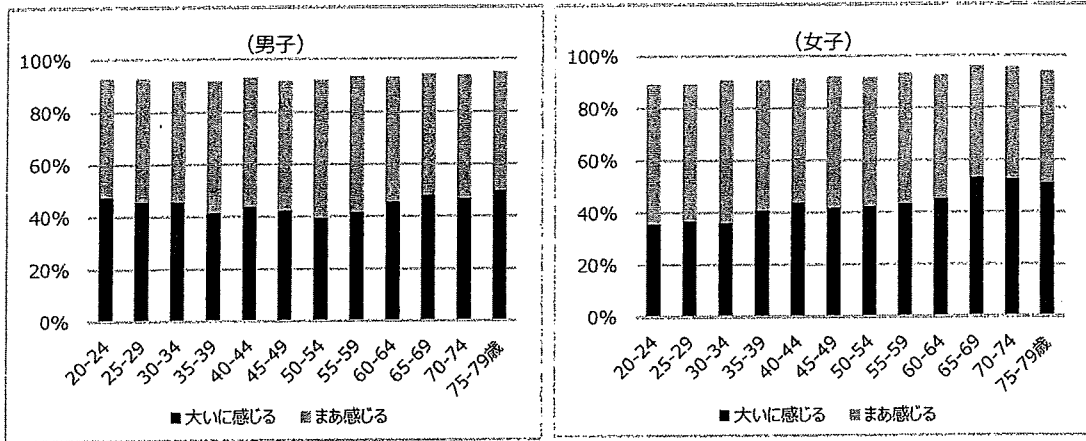


入学前の外遊びの実施状況別新体力テスト合計点 (10歳)

II. スポーツの多面的な価値について

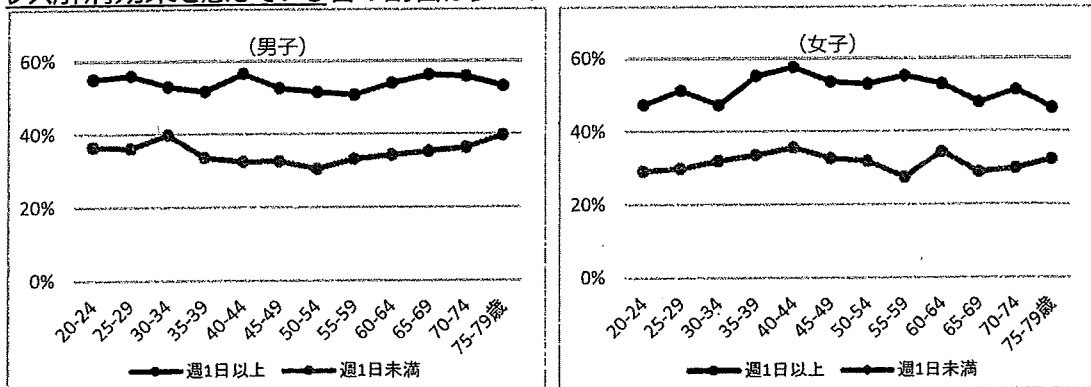
日常的に運動している人の多くは、運動・スポーツのストレス解消効果を感じている

- 運動・スポーツのストレス解消効果については、運動実施率が低いと指摘されている20代から40代も含めて、国民に広く認められていることがわかる。



運動・スポーツのストレス解消効果について「大いに感じる」「まあ感じる」と答えた者の割合

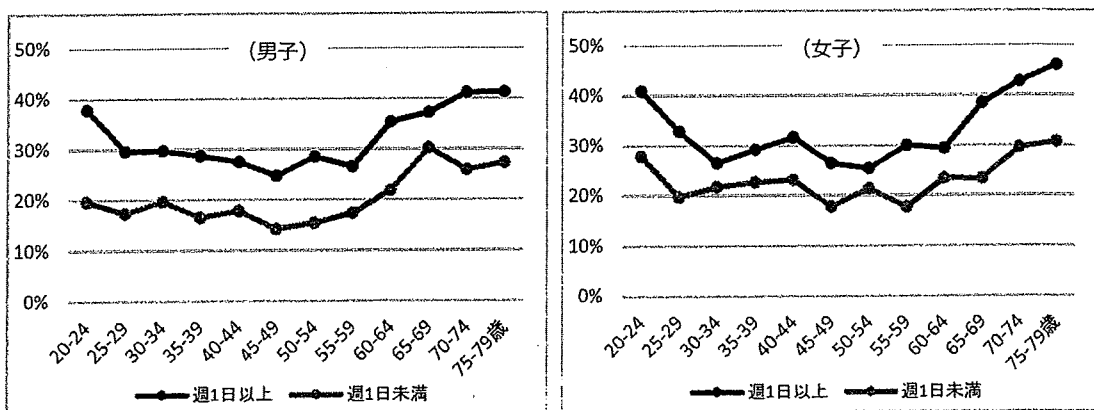
- 日常的に運動・スポーツを実施している者は、実施しない者に比べて運動・スポーツのストレス解消効果を感じている者の割合が多い。



運動・スポーツ実施状況別 運動・スポーツのストレス解消効果について「大いに感じる」と答えた者の割合

日常的に運動している人は、生活が充実している割合が多い

- 週1日以上運動・スポーツを実施している群は、週1日未満の群に比べ、毎日の生活が「充実している」と回答している者の割合が男女ともにすべての年代において上回っている。

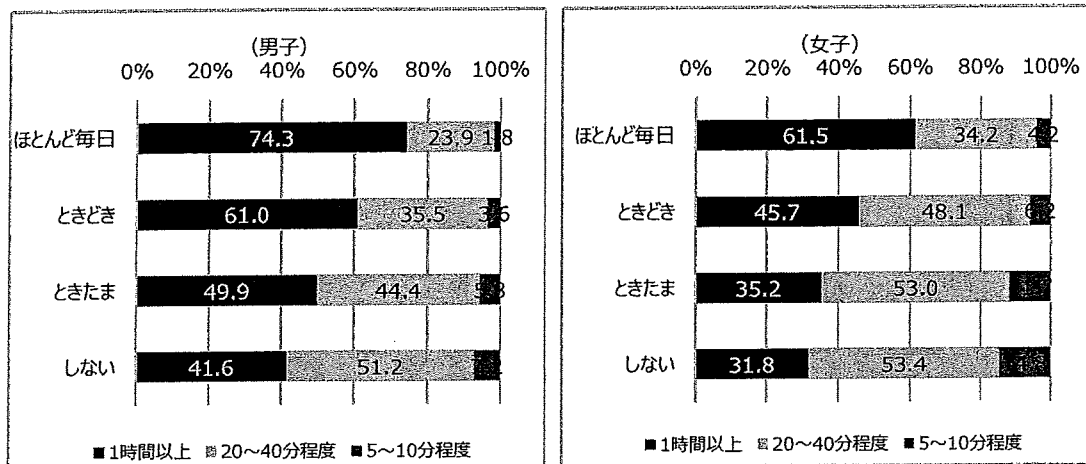


運動・スポーツ実施状況別 毎日の生活が「充実している」と答えた者の割合

Ⅲ. 高齢者の運動習慣、歩行能力及び生活の充実度の関係

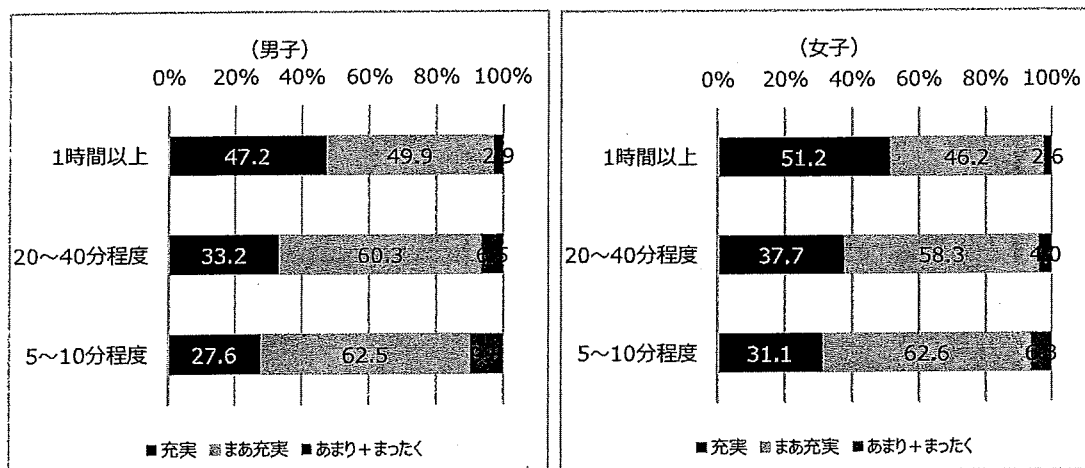
高齢者の運動習慣、歩行能力及び生活の充実度には関連性がある

- ・現在の運動・スポーツの実施状況別に休まないで歩ける時間についての回答割合を見ると、男女とも運動習慣がある群ほど、長く歩くことができる者の割合が多い。



現在の運動・スポーツ実施状況別「休まないでどれくらい歩けますか」への回答

- ・歩行能力と生活の充実度との関連性を見ると、男女とも長く歩くことができる群ほど生活の充実度が高い者の割合が多い。
- ・これらの調査結果より、運動・スポーツを日常的に実施することは、長い時間歩けることに代表されるような体力に影響を及ぼし、体力の高さが生活の充実に結びついている可能性が示唆された。



「休まないでどれくらい歩けますか」への回答別生活の充実度

※鈴木長官コメント

『スポーツは一部の人のものではなく「みんなのもの」です。皆さん、ぜひスポーツを日常生活に取り入れて、スポーツの力で人生を楽しく健康で生き生きとしたものにして下さい。』

平成 29 年度第 1 回野田市総合教育会議会議録（抜粋）

◎議長:鈴木市長

議題の 2、第 2 次野田市スポーツ推進計画の策定についてに入ります。
教育委員の方から説明をお願いします。

永瀬委員。

◎永瀬委員

野田市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法の第 10 条の規定、「その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」ということになっております。平成 24 年 3 月に国が策定したスポーツ基本計画を参酌するとともに、また、千葉県体育・スポーツ推進計画も踏まえて、計画期間を平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間として、平成 25 年 2 月に策定したものであります。

今年度は、現計画の最終年に当たることから、教育委員会は、第 2 次野田市スポーツ推進計画を策定するべく、先の 5 月 29 日に野田市スポーツ推進審議会に計画策定について諮問しました。

新計画の具体的な内容につきましては、今後の審議会での議論を待つところではございますが、策定に際しての視点として、一つ目に、第 1 次野田市スポーツ推進計画の総括を踏まえたものであること。二つ目に、子供から大人まで市民全体が取り組める計画である

こと。三つ目に、新総合計画との整合を図り、可能な限り数値目標を設定することです。この三つについて留意していただけるよう、野田市スポーツ推進審議会にお願いしたところでございます。

市長におかれましては、当選後の所信表明で、「スポーツを通じて人間力の向上を図りたい」と述べられました。その後も機会ある度にスポーツを推進したいと言われております。

そこで、教育委員会といたしましても、野田市のスポーツ推進の大本となる第 2 次野田市スポーツ推進計画をより良いものとするために、市長のスポーツ推進に関する考えをお伺いして、新計画に反映させたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

◎議長:鈴木市長

ありがとうございます。

私は、市長に就任してすぐに取り組みたいことの一つとして、スポーツの推進を掲げさせていただきました。スポーツを通じて人間力の向上を図ることが重

要と考えているからでございます。これは私の今までのスポーツ体験から、スポーツが人間力向上のために役立つと確信をしているからでございます。

スポーツを推進するために、学校で、家庭で、地域で生涯を通じてスポーツに取り組むことができる環境を整備することが、市長である私の役目であると考えております。

今回、第2次野田市スポーツ推進計画を策定するに際して、意見を申し上げる機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、述べさせていただきます。

まず第一に、子供から大人まで市民全体が取り組める計画であることということでございますが、このための施策を推進していくには、市長部局の保健福祉部門や児童家庭部門と教育委員会との連携が必要であると考えており、特に、高齢者や障がい者のスポーツにも配慮した内容にしていきたいと考えております。

第二に、市の財政の責任者として申し上げなければなりません。スポーツ施設の整備については、まだまだ不十分であると認識はしておりますが、厳しい財政状況の中、不十分なものを全て整備しようとは言えません。本当に必要なものについて整備することはやぶさかではありませんが、基本的には、既存の施設の効率活用を中心に進めたいと考えております。

なお、子供からお年寄りまでが一堂に会して、スポーツに親しむことができる場所は確保していきたいと考えております。

以上が私の意見でございますので、新計画の策定に際して参考にいただければと考えております。

◎永瀬委員

ありがとうございました。

頂戴した御意見は、事務局から野田市スポーツ推進審議会に伝達し、御審議いただくことといたします。

平成 29 年度第 1 回野田市総合教育会議会議録（抜粋）

◎議長:鈴木市長

議題の 2、第 2 次野田市スポーツ推進計画の策定についてに入ります。
教育委員の方から説明をお願いします。

永瀬委員。

◎永瀬委員

野田市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法の第 10 条の規定、「その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」ということになっております。平成 24 年 3 月に国が策定したスポーツ基本計画を参酌するとともに、また、千葉県体育・スポーツ推進計画も踏まえて、計画期間を平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間として、平成 25 年 2 月に策定したものであります。

今年度は、現計画の最終年に当たることから、教育委員会は、第 2 次野田市スポーツ推進計画を策定するべく、先の 5 月 29 日に野田市スポーツ推進審議会に計画策定について諮問しました。

新計画の具体的な内容につきましては、今後の審議会での議論を待つところではございますが、策定に際しての視点として、一つ目に、第 1 次野田市スポーツ推進計画の総括を踏まえたものであること。二つ目に、子供から大人まで市民全体が取り組める計画である

こと。三つ目に、新総合計画との整合を図り、可能な限り数値目標を設定することです。この三つについて留意していただけるよう、野田市スポーツ推進審議会をお願いしたところでございます。

市長におかれましては、当選後の所信表明で、「スポーツを通じて人間力の向上を図りたい」と述べられました。その後も機会ある度にスポーツを推進したいと言われております。

そこで、教育委員会といたしましても、野田市のスポーツ推進の大本となる第 2 次野田市スポーツ推進計画をより良いものとするために、市長のスポーツ推進に関する考えをお伺いして、新計画に反映させたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

◎議長:鈴木市長

ありがとうございます。

私は、市長に就任してすぐに取り組みたいことの一つとして、スポーツの推進を掲げさせていただきました。スポーツを通じて人間力の向上を図ることが重

要と考えているからでございます。これは私の今までのスポーツ体験から、スポーツが人間力向上のために役立つと確信をしているからでございます。

スポーツを推進するために、学校で、家庭で、地域で生涯を通じてスポーツに取り組むことができる環境を整備することが、市長である私の役目であると考えております。

今回、第2次野田市スポーツ推進計画を策定するに際して、意見を申し上げる機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、述べさせていただきます。

まず第一に、子供から大人まで市民全体が取り組める計画であることということでございますが、このための施策を推進していくには、市長部局の保健福祉部門や児童家庭部門と教育委員会との連携が必要であると考えており、特に、高齢者や障がい者のスポーツにも配慮した内容にしていきたいと考えております。

第二に、市の財政の責任者として申し上げなければなりません。スポーツ施設の整備については、まだまだ不十分であると認識はしておりますが、厳しい財政状況の中、不十分なものを全て整備しようとは言えません。本当に必要なものについて整備することはやぶさかではありませんが、基本的には、既存の施設の効率活用を中心に進めたいと考えております。

なお、子供からお年寄りまでが一堂に会して、スポーツに親しむことができる場所は確保していきたいと考えております。

以上が私の意見でございますので、新計画の策定に際して参考にしていただければと考えております。

◎永瀬委員

ありがとうございました。

頂戴した御意見は、事務局から野田市スポーツ推進審議会に伝達し、御審議いただくことといたします。